

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月13日

宇治市長 松村 淳子

（担当課：契 約 課）

記

業務名	令和 8 年度 骨量測定検査業務委託		
業務場所	うじ安心館 他市内公共施設等		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	市内在住の20歳以上64歳以下の市民を対象に、骨密度測定を実施		
予 定 価 格	¥3,025 /人 (税込)	最低基準価格	¥2,117 /人 (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②骨量測定検査の業務実績（元請、集団検診に限る）			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年2月19日（木） 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月11日（水） 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年2月13日（金）午前9時から
令和8年2月26日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

件 名：令和 8 年度骨量測定検査業務委託

期 間：契約日～令和 9 年 3 月 3 1 日

<令和 8 年度 年間実施予定日>

実 施 予 定 日	実 施 時 間 帯
令和 8 年 6 月	午前
令和 8 年 7 月	午前
令和 8 年 10 月	午前
令和 8 年 12 月	午前

*諸事情により日程が変更となる場合がある。

対 象：2 0 歳～6 4 歳の市民

実施予定数：1 0 0 人

但し、予定であり発注を確約するものではない。

場 所：市内公共施設等で実施（うじ安心館他）

仕 様：1. 測定方法及び機種：超音波検査法による骨量測定機器
（アロカ AOS—1 0 0 または、同等以上）

2. 判定方法

メーカー基準

*協議の上変更となる場合がある。

3. 検査当日手順：別紙資料 1

4. 問診票：別紙資料 2

*変更となる場合がある。

5. 骨量測定結果表示方法（受診者返却用：本日の結果）
- ・ 生年月日・事業実施日現在の年齢・BMI 記載
 - ・ 年齢と骨量変化のグラフ
 - ・ 音響的骨評価値の比較割合
若年齢の平均に比べて
同性同年齢の人に比べて
 - ・ 測定部位：踵骨
 - ・ 判定：指導区分「管理区分：A～Cで測定結果の表示」
正常域 A、境界域 B、注意域 C
メーカー基準に基づく判定とする。
*図、文字の両方で表示
 - ・ 結果コメント等の記載：指示の基準に従い判定印字と同時に印字のこと
6. 集計方法・内容等
- ・ 個々の問診票結果の一覧表（個人状況、測定結果：OSI・測定領域等）：別紙資料 3
 - ・ 集計表の提出：別紙資料 4
年齢別（5歳刻み）、管理区分（A～C）別の人数集計
*年齢は事業実施日現在とする。報告は用紙にて行う。
7. 支払いについては、実施日毎に請求を受け、30日以内に支払うものとする。
8. 事業開始までに打ち合わせを行うこと。
9. 個人情報の取り扱いについて
- ① 宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書を遵守すること。
 - ② 実施日に分析結果表を作成し、宇治市へ提出すること。
 - ③ 実施日毎の事業終了後、宇治市職員立会いのもと、すべての情報を当日に個人情報を取り扱ったすべての機器から消去すること。
 - ④ また、年度末にすべての情報を前項のとおり消去済みであることを署名・捺印の上、書面にて提出すること。

<当日の流れ>

受託者担当業務

◇ 受付（受付簿のチェック、健康手帳の配布）

「問診票番号」表示を行う

◇ 問診票の記入（参加者には事前に送付し、記入済を持参してもらう）
スタッフがチェック

骨量測定検査

結果打ち出し返却（骨量測定結果等打ち出し）

精検必要者は、別スタッフが説明して「精検案内」を渡す

精検名簿に必要事項を記入すること

呼び出しは30分毎に約10～15人（9：30～11：00）

◇ 健康教育

保健師	測定結果の説明・日常生活について
栄養士	食生活について
運動指導者	運動について

実施日の問診票結果集計及び測定結果集計の提出

＊個人情報の取り扱いについては別紙「宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書」に則り、作業すること。

受付番号

骨密度測定問診票

測定日 令和 年 月 日

フリガナ		男 女	生年月日	西暦 年 月 日	年齢 歳
氏名					

下記の質問にお答えください。（該当する項目に○をするか、記入してください）

問1	身長 < > cm 体重 < > kg BMI < >
問2	成人してから骨折経験はありますか？ < ない ・ ある > あると答えた方 → どの部位ですか？ < > 何歳のときですか？ < > 歳
問3	現在、次のような痛みがありますか？ 該当項目を○で囲んでください。 背中の痛み 腰の痛み 関節の痛み 膝の痛み 背が低くなった
問4	家族に骨粗しょう症の方はいらっしゃいますか？ < いない ・ いる ・ 不明 >
問5	10～20歳の頃にダイエットしたことがありますか？ < ない ・ ある > 現在はダイエットしていますか？ < していない ・ している >
問6	過去に運動経験がありますか？ < ない ・ ある > 現在なにか運動をしていますか？ < していない ・ はい（ ）をしている >
問7	現在、骨強化剤等の薬を常用していますか？ < ない ・ ある > 例えば・ステロイドホルモン 女性ホルモン ビタミンD カルシウム剤など
問8	タバコは吸いますか？ < 吸わない ・ 吸う → 1日（ ）本 >
問9	お酒は飲みますか？ < 飲まない ・ たまに飲む ・ 毎日飲む >

<以下は女性の方のみお答えください>

下記の質問項目は骨密度と相関関係があり、骨密度測定に必要になりますので、お答えください。

問10	現在生理はありますか？ ある → < 順調 ・ 不順 > ない → < 自然に閉経 ・ 手術で閉経 ・ 妊娠中または授乳中 >
問11	出産経験はありますか？ < ない ・ ある： 回 > 授乳方法は？ < 母乳 ・ 人工乳 ・ 混合 >

カルシウム量を計算してみましよう☆

毎日とっている食品からどのくらいのカルシウムがとれているでしょうか？

①牛乳

コップ1杯=200ml

	○印	カルシウム
毎日2杯		440mg
毎日1杯		220mg
週に3～4回1杯		110mg
週に1～2回1杯		50mg
ほとんど飲まない		0mg

②チーズ

1回=スライスチーズ1枚

	○印	カルシウム
毎日1回		100mg
週に3～4回		50mg
週に1～2回		20mg
ほとんど食べない		0mg

③ヨーグルト

1回=1カップ(100g)

	○印	カルシウム
毎日1回		120mg
週に3～4回		60mg
週に1～2回		26mg
ほとんど食べない		0mg

④スキムミルク

1回=大さじ1杯

	○印	カルシウム
1日に1回		66mg
週に3～4回		33mg
週に1～2回		14mg
ほとんど使わない		0mg

⑤小魚類

1回=ちりめんじゃこをひとつまみ

	○印	カルシウム
ほぼ毎日食べる		26mg
週に3～4回		13mg
週に1～2回		6mg
ほとんど使わない		0mg

⑥納豆

1パック=40g

	○印	カルシウム
ほぼ毎日食べる		36mg
週に3～4回		18mg
週に1～2回		8mg
ほとんど使わない		0mg

⑦豆腐、揚げ(あげ)

	○印	カルシウム
豆腐1/3丁を毎日		120mg
味噌汁程度(豆腐、あげ)を毎日		60mg
週に3～4回味噌汁		30mg
週に1～2回味噌汁		15mg
ほとんど食べない		0mg

⑧豆乳

*無調整豆乳・調整豆乳どちらかに○を付けて下さい

	○印	無調整 ()	調整 ()
コップ1杯=200ml			
毎日2杯		60mg	124mg
毎日1杯		30mg	62mg
週に3～4回1杯		15mg	31mg
週に1～2回1杯		8mg	15mg
ほとんど飲まない		0mg	0mg

⑨海藻類

1回=ひじき(乾)大さじ1 / わかめ(乾)小さじ1

	○印	カルシウム
ひじきを毎日1回		30mg
週に3～4回		15mg
週に1～2回		6mg
わかめを毎日1回		9mg
週に3～4回		5mg
週に1～2回		2mg
どちらもほとんど食べない		0mg

⑩1日にとる野菜料理

1皿=小鉢1皿

	○印	カルシウム
5皿以上		100mg
3～4皿		70mg
1～2皿		30mg
ほとんど食べない		0mg

⑪1日の食事

	○印	カルシウム
1日3食食べる		100mg
週1～2回欠食する		85mg
週3回以上欠食する		70mg

①～⑪の全てに○印が付けられたら、○印の横にある数字を足して下の合計欄に記入してみましよう。

合計	mg
----	----

<参考>

カルシウム摂取目安量

男性750mg 女性650mg

[illegible]

[illegible]

宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書

「骨量測定検査業務」（以下「本契約」という。）を実施するにあたり、以下のとおり、個人情報を取り扱うこととする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受注者は、責任者に、従事者が本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様書を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、

受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（責任者及び従事者の教育及び研修）

第6条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記仕様書において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

（1） 再委託を行う業務の内容

（2） 再委託で取り扱う個人情報

（3） 再委託の期間

（4） 再委託が必要な理由

（5） 再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）

（6） 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

（7） 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

（8） 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

(目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務进行处理するため取得し、若しくは作成した個人情報(個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。)又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約による業務进行处理するため発注者から引き渡された個人情報又は受注者が自ら取得し、若しくは作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製し、又は複製してはならない。

(作業場所の特定)

第10条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(個人情報の管理)

第11条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に発注者の承諾を得て、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務进行处理

するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報、発注者に帰属するものとする。

- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去する場合、当該個人情報を焼却、溶解その他の方法により判読及び復元ができないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告）

- 第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第15条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。